注1　仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービス（平成28年総務省告示第106号（電気通信事業法第26条第1項各号の電気通信役務を指定する件。以下「指定告示」という。）第1項第1号に規定する携帯電話端末サービスをいう。以下同じ。）及び仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービス（指定告示第1項第2号に規定する無線インターネット専用サービスをいう。以下同じ。）の役務（法人契約その他の電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項第1号から第4号までに掲げる場合に締結される契約により提供されるもの、その提供に先立って対価の全部を受領するもの及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定する訪問販売又は同条第3項に規定する電話勧誘販売を行うものを除く。以下同じ。）

注2　仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務

注3　仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務

注4　仮想移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であって、その提供に関する契約に、その変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金（その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する1月当たりの料金（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の額を超えるものに限る。）の定めがあるもの

○中央選挙管理会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十九日　中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館内　総務省

日時　平成二十八年七月十五日　午前十時

○参議院比例代表選出議員選挙選挙長告示第二号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙につき、参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十九日　参議院比例代表選出議員選挙選挙長　神崎　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　総務省

日時　平成二十八年七月八日　午前十時三十分

○法務省告示第三百四十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十八年七月十六日から効力を生ずる。

平成二十八年六月二十九日　法務大臣　岩城　光英

京都府京都市中京区長

京都府京都市下京区長

○法務省告示第三百五十号

福島県田村市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月二十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、田村市役所又は福島地方法務局郡山支局に照会すること。

平成二十八年六月二十九日　法務大臣　岩城　光英

福島県田村郡常葉村字上町四十六番地　石井鶴**五**郎

○法務省告示第三百五十一号

群馬県高崎市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月二十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、高崎市役所又は前橋地方法務局高崎支局に照会すること。

平成二十八年六月二十九日　法務大臣　岩城　光英

群馬県碓氷郡八幡村大字下大島四百八十九番地　宮**﨑**　又一

○法務省告示第三百五十二号

千葉県袖ケ浦市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月二十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、袖ケ浦市役所又は千葉地方法務局木更津支局に照会すること。

平成二十八年六月二十九日　法務大臣　岩城　光英

千葉県君津郡**檜**葉村坂戸市場千二百六十二番地　伊藤市五郎

○法務省告示第三百五十三号

千葉県袖ケ浦市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月二十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、袖ケ浦市役所又は千葉地方法務局木更津支局に照会すること。

平成二十八年六月二十九日　法務大臣　岩城　光英

千葉県君津郡**檜**葉村坂戸市場千三百五十八番地　森　萬藏

○法務省告示第三百五十四号

千葉県袖ケ浦市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月二十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、袖ケ浦市役所又は千葉地方法務局木更津支局に照会すること。

平成二十八年六月二十九日　法務大臣　岩城　光英

千葉県君津郡**檜**葉村坂戸市場千五百五十七番地　桐谷彌五左衛門

○法務省告示第三百五十五号

千葉県袖ケ浦市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月二十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。